

みよし市公共工事前金払事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、みよし市予算決算会計規則（昭和62年三好町規則第3号。以下「会計規則」という。）第71条に規定する市が発注する公共工事前金払及び中間前金払の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象は、公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事のうち、1件の設計金額が300万円以上の土木建築に関する工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、予算執行上その他やむを得ない理由があると認めるとき又は前金払の必要がないと認めるときは、前金払の全部又は一部を支払わないことができるものとする。

(前金払の割合等)

第3条 前金払の割合は契約金額の10分の4を超えない範囲内とする。

2 前払金の額に1万円未満の端数が生じた場合は、当該端数の額は、これを切り捨てるものとする。

3 複数年度にわたる契約（以下「複数年度契約」という。）における前金払については、次のとおり行うものとする。

(1) 継続費及び債務負担行為に基づく複数年度契約における前金払は、当該契約に基づく各年度の出来高予定額に対して行う。

(2) 繰越明許費に基づく複数年度契約における前金払は、契約締結の当初における契約金額の総額に対して行う。

(3) 前2号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、契約金額の総額の10分の4を超えない範囲内で初年度に前金払をすることができる。

(前金払の対象の明示)

第4条 前金払の対象となる工事については、入札公告文、指名通知書又は見積通知書により、入札条件としてあらかじめ入札参加者に対しこれを明示するものとする。

(前金払の請求)

第5条 前金払の請求は、次に定める方法で行う。

(1) 受注者は、前払金請求書（様式1）及び法第2条第5項に規定する保証契約を締結した保証証書を工事担当課に提出し、前払金を請求する。

(2) 工事担当課は、前号に定める請求書を受領した日から14日以内に、前払金請求書に保証証書の写しを添えて前払金の支払処理を行う。

(3) 工事担当課は、受注者から提出された保証証書について、契約書類とともに保管するものとする。

(中間前金払の対象)

第6条 中間前金払は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている場合に請求を行うことができる。

(1) 契約締結時に前金払を受けていること。

(2) 工期の2分の1を経過していること。

(3) 工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていることが工程表で確認できること。

(4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(5) 部分払の請求をしていないこと。

(中間前金払の割合等)

第7条 中間前金払の割合は契約金額の10分の2を超えない範囲内とし、当初の前払金と合計して契約金額の10分の6を超えることはできないものとする。

2 中間前払金の額に1万円未満の端数が生じた場合は、当該端数の額は、これを切り捨てるものとする。

(中間前金払の請求)

第8条 中間前金払の請求は、次に定める方法で行う。

(1) 受注者は、中間前金払の請求を申請するときは、認定請求書(様式2)に履行報告書(様式3)を添えて、工事担当課に提出するものとする。

(2) 認定請求書の提出を受けた工事担当課は、提出された履行報告書及び関係書類等により工事施工状況を調査するものとする。

(3) 工事担当課は、前号により調査した結果を工事担当部長へ報告し、中間前金払の認定の可否を決定(起案例)するとともに、中間前金払認定(非認定)通知書(様式4)により受注者に通知するものとする。

(4) 前号の通知により、認定を受けた受注者は、中間前払金請求書(様式5)及び保証事業会社(法第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)より発行された保証証書正本を、工事担当課に提出するものとする。

(5) 工事担当課は、中間前払金請求書を受理した日から14日以内に、中間前払金請求書に保証証書の写しを添えて中間前払金の支払処理を行う。

(6) 工事担当課は、受注者から提出された保証証書について、契約書類とともに保管するものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、契約担当課長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

2 みよし市中間前払金取扱要領(平成17年4月1日施行)は平成27年4月1日をもって廃止する

附 則

この要領は、令和2年12月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に改正前のみよし市公共工事前金払事務取扱要領の規定に基づいて作成されている認定請求書その他の用紙は、改正後のみよし市公共工事前金払事務取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に改正前のみよし市公共工事前金払事務取扱要領の規定に基づいて作成

されている前払金請求書その他の用紙は、改正後のみよし市公共工事前金払事務取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。